

監査公表第5号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年6月20日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

監査結果の措置対象

企画部

秘書人事課、企画政策課、アライアンス会議準備室*1、まちづくり推進課、自治振興課、自治振興事務所、鳳来総合支所地域課・作手総合支所地域課の企画部関係事務

*1：現在の企画部企画政策課ニューキャッスル交流推進室

監査結果報告年月日

平成30年4月3日

監査結果に対する措置通知年月日

平成30年6月18日

講じた措置等の内容

【秘書人事課】

《指摘事項》

職員の時間外勤務の庶務事務システム（勤怠管理）への入力において、当月分を月末にまとめて事後処理する事例が一部の課で見受けられたので、適切な入力方法について指導されたい。

《是正措置内容》

職員が時間外勤務を行う場合、事前申請により所属長の承認を受けることとしているので、予算執行説明会で事前申請を徹底するよう伝達しています。今後も時間外担当者説明等機会を捉え、適切な事務処理を行うよう指導してまいります。

【企画政策課、ニューキャッスル交流推進室】

《意見1》

平成30年度は第1次市総合計画の最終年度に当たることから検証業務に留意し、市の今後進むべき道標である平成31年度から始まる第2次市総合計画の策定に活かされたい。

《検討状況》

第1次総合計画の検証については、各課で実施している施策評価及び事務事業評価を通じて行ってきました。

第2次総合計画にはこうした検証結果を踏まえるとともに、昨年度集計しました市民満足度調査の結果や日頃の業務の中で聞こえる市民の声と照合しながら市民の思いを踏まえ策定していきます。

《意見2》

世界新城アライアンス会議の開催に向け忙しくなるかと思うが、会議の趣旨等を広く市民に理解していただき、今後のまちづくりに活かせるよう事業展開されたい。

《検討状況》

第11回ニューキャッスル会議実行委員会を市民で組織し、会議の企画や運営を委託すると同時に、会議開催を契機にさまざまな効果が生じるように広く事業展開をしてまいります。

《意見3》

宅地分譲事業（長者平団地、サンヒル新城）については、景気の影響や需要の変化等により厳しい環境にあるが、早期完売に引き続き努められたい。

《検討状況》

宅地分譲事業につきましては、依然として厳しい状況が続いておりますが、平成29年度には新たに住宅購入の意欲が高いと見込まれる方々へ直接アプローチするためハウジングセンターでイベントを開催し、購入意向調査（アンケート）と販売促進PRを行いました。今後も購入者のニーズ把握に努めるとともに分譲地販売PRを継続することで、早期販売に繋げてまいります。

【まちづくり推進課】

《意見1》

若者議会、女性議会、中学生議会等の新しい市民参画事業の充実とともに、一方ではその形骸化も心配されている。今後は、より多くの市民に活動内容を理解していただき、市民参画のすそ野を広げることにも尽力されたい。

《検討状況》

平成29年度は、若者議会の地域交流会、活動報告会開催、新城中学校でのワークショップ開催、軽トラ市や花火大会、防災フェスタ等での広報・義捐金活動、市民まちづくり集会での事例発表等でPRを行ってまいりました。

これからも、中学校単位でのワークショップや地域交流会・活動報告会の開催を行い理解・参加促進につなげていきます。

《意見2》

財産区の会計事務については、平成30年度から市のシステムへ移行することとなり、統一化に向け説明会等が開催されてきたところである。財産区毎に諸事情があり課題も有するが、会計事務の透明性を図る観点から適正な事務執行の確立に引き続き努められたい。

《検討状況》

平成25年から5年をかけ、財産区のあり方検討や財産区運営の方法について市内27財産区に対し、地元説明会や財産区会長会議、予算決算ヒアリング等を開催してきました。平成29年度までに、平成30年度から財産区として運営していく

1 5 財産区が決定しました。

平成28年度から東郷財産区、平成29年度から千郷、中宇利財産区において、会計事務の試行を行い、これにより培ったノウハウを円滑な会計事務統一に向け、各財産区、自治振興事務所とも連携を図り、適正な事務執行の確立に努めてまいります。

【自治振興課、自治振興事務所】

《意見1》

地域自治区予算については、地域の課題解決に取り組む上で意義のある事業と考えるが、見方を変え、市行政全体から見ると、地域間格差を生じさせることも懸念されるところである。今後は、市民の公平感にも配慮したものとなるよう、地域協議会への指導、助言について検討されたい。

《検討状況》

地域自治区予算におけるハード整備については、施設所管課からの整備計画の提出及び必要に応じた地域協議会への説明機会などを設けてまいります。

《意見2》

地域活動交付金事業の執行に当たっては、事業の透明性を図るため、中間時には事業の進捗状況を確認するとともに、事業終了時には事業の有効性、効率性等の検証にも配慮されたい。

《検討状況》

まず、地域活動交付金に係る申請前事前相談、申請時において、過去に施行実績のない団体（代表者交替等により事業の流れが分からない団体も含む）に対しては、地域活動交付金事業の流れ等について説明をさせていただいています。

また、審査により事業採択され、交付決定送付時には手続きを含めた説明書類を同封させていただいているところです。

事業終了時における事業評価については、「事業自己評価シート」を見直し、事業効果、事業実績で特にアピールすること、交付決定の際に付された条件があればその対応の具合などを記入し、振り返りをしていただくことにしました。

※追記

4月末に地域活動交付金に係る交付決定の取消し事案が出ましたので、以下の点について更に配慮して運用していきます。

交付決定を受けた地域活動団体に対し、手続きを含めた説明を改めて行うとともに、事業の進め方等についても地域協議会において検討していきます（平成30年5月25日に開催した地域協議会会長会議において既に連絡済み）。

1 地域活動交付金採択直後

採択された団体には「交付決定通知後の留意点・手続き」に係る文書を手渡し、事業の流れについて説明します。

また、事業に「委託料、工事請負費」を計上した団体、「備品購入費」を予算計上した団体、「印刷製本費と原材料費で10万円以上購入する予算」を計上した団体には、それぞれの留意点を記したチラシを渡します。

2 9月から10月頃

事業中間期には、まずダイレクトメールを送り、その後、電話にて事業の進捗状況等を確認します（変更点の有無についても併せて確認します。）。